

児童養護施設等における家庭支援事業の実施例

- 子育てを安心して行うためには、こども・子育て支援の質・量・種類の充実を図り、幅広く支援を提供し、早い段階で子育てに不安や課題を抱える世帯等に支援を届けていくことが重要であることから、令和6年度より家庭支援事業が創設されました（※）。
- 家庭支援事業の実施に際して、児童養護施設等はその専門性を生かし、**地域において、支援を必要とする家庭等に対する重要な役割を担うことが期待されるところであり、具体的には以下のような事例も生まれております。**各地域のニーズを踏まえた取組を是非ご検討ください。

※ 子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の6事業。

例) 熊本県水俣市（光明童園）における、子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業の実施例

子育て世帯訪問支援事業

市委託事業

支援対象者

- サポートプラン等を作成した家庭のうち、特に支援が必要な家庭に対して事業を案内し、保護者の申請により実施。

利用可能日時

- 平日10:00～18:00 ※個別に相談に応じる

利用料

- 生活保護世帯と住民税非課税世帯は無料。その他家庭については有料

提供内容・支援の成果

- 訪問員1名、コーディネーター1名で対応
- 訪問員については、児童養護施設の主任を行っていた職員（定年により退職）が担い手に。
- コーディネーターは、法人の地域支援強化の文脈で採用した職員（教員免許あり）が対応
- 支援内容は市役所と協議の上、決定。こどもたちにも説明している。

（例）
週に1回、元児童養護施設の職員でもある訪問員が、**従前の専門性を生かして保護者の状態・気持ちに寄り添い適切な支援を行うとともに、こどもにもアプローチし、当人の希望や状態に応じて登校支援も行っている。**その他、児童育成支援拠点事業も併用。

社会福祉法人
光明童園



児童養護施設 児童家庭支援センター等を 運営

家庭内の貧困や不登校等の課題を抱え、**支援を必要とするこどもやその家庭などを早い段階で把握することが難しく、また、顕在化していないものの、支援が必要と思われる家庭等と繋がる機会に乏しい**という課題感から、令和5年度に児童養護施設内に地域支援部門を創設して地域支援（※）を強化。児童家庭支援センター及びこども家庭センターとも適宜連携。

※・児童養護施設2か所、他に障がい児支援部門（児童発達支援センター・放課後等デイサービス・相談支援事業所・日中一時支援事業・保育所等訪問支援事業等）、地域支援部門があり、地域の児童/家族の困りごとに寄り添う伴走型支援を目指している。



児童育成支援拠点事業（ちちんぷい）

市委託事業

支援対象者

- サポートプラン等を作成した家庭のうち、要支援児童等、養育環境に課題を抱えた児童が対象。
- 定員20名。週5日開所。1日4名程度の利用で、利用頻度は児童の状況等に応じて様々（週1回～毎日）

利用可能日時

- 月～金 放課後から19:00前後まで。送迎も実施。夕食を提供。
- 長期休暇中は10:00～18:00 昼食を提供。
- 入浴支援も実施

利用料

- 無料

提供内容・支援の成果

- コアタイムに非常勤職員を多めに配置しつつ、従前より児家セン等で親子支援事業を行っていた職員や、これまでアウトリーチ支援を担っていた職員がフルタイムで参画し、**地域のつながりを生かした支援**を行っている。
- 非常勤職員については、元教員、退職校長等が担っている
- 児童家庭支援センターの空きスペースを有効活用し、専用スペース等を確保。**
- 児童養護施設（徒歩1分）の調理室を活用して食事を提供。**
- 安心して生活できる居場所づくりを行っている。生活習慣の形成をおこなっている。思いやりの気持ちも持てるように接している。
- 同一事務所に児家センや児童養護施設の地域心理士等が複数いるため、心理的な支援についても男女共に対応できる状況がある。**
- 事業を利用することが保護者のレスパイトケアにもなり、事業を利用しないきょうだいの養育環境が好転したケースもある。

（例）

支援家庭のお母さんに余裕が生まれ、最初は笑顔がなかった利用者のきょうだい児（赤ちゃん）に、次第に笑顔が生まれた等。